

瀬戸内財第 86 号
平成20年8月18日

入札参加者各位

瀬戸内市長 立岡 脩 二
(公印省略)

市発注公共工事の工期の厳守について（通知）

平素は瀬戸内市の建設行政につきまして格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、市発注公共工事の適正な執行について、市執行部及び市議会において繰越事業の工期延期等の論議がなされました。

つきましては、公共工事の施工に当たり関係法令、規則等を遵守され、今後の市発注公共工事に関する工事工期の厳守について次のとおり適正に執行されますよう通知いたします。

記

1 市発注公共工事の工期厳守について

市発注公共工事の工期については、原則入札案内時に示した工期となります。また、工事施工中に不測の事態が発生した場合は、監督員と協議調整のうえ必要最小限の工期延期を設定することとします。

ただし、公共工事発注時期が年度後半となった場合は、請負金額に対し適正な工期が確保できない場合でも、公共工事（債務負担行為又は繰越承認事業を除く）の工期は契約事務処理上では一旦年度末予算執行最終日の3月31日となりますが、請負金額によっては標準的工期を目途に繰越対象事業の手続きとなる場合があります。

2 工期延期願の扱いについて

市発注公共工事において、工期延期願の理由等によっては、瀬戸内市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成16年瀬戸内市告示9号）第2条の規定により指名停止、又は第9条の規定により指名留保、若しくは工事請負契約約款第45条の規定により履行遅滞における損害金の請求の措置を講ずる場合がありますので十分留意してください。